

北区第2地域包括支援センター拓北・あいの里支所の設置について

1 設置の背景

北区第2地域包括支援センターの所管する麻生、太平百合が原、拓北・あいの里、篠路茨戸地区の高齢者人口の増加に伴い、同センターに勤務する専門職員は今年度14名となっている。

今後も高齢化に伴い職員を増員することが予測され、マネジメント機能に支障が生じることが懸念されるほか、市民の利便性も考慮し、拓北・あいの里地区に支所を設置する。

2 支所の概要（予定）

(1) 開設時期

令和7年4月1日

(2) 開設場所

北区あいの里2条5丁目1-45 あいの里三育ビル3階（別紙参照）

(3) 担当地区

拓北・あいの里地区

(4) 業務内容

地域包括支援センター運営業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）

(5) 規定配置人員

専門職5名（支所長含む）

(6) 受託法人

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

3 支所開設までの主なスケジュール

- ・ 1月ころ 市民への周知開始
- ・ 2～3月 拓北・あいの里地区の利用者について本所から支所へ移管
- ・ 4月 支所開設